

# 平成 26 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

## 平成 26 年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8 法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2 法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

### 第 3 外部監査の結果

#### Ⅱ 各論

#### Ⅱ-6 公益財団法人千葉市みどりの協会及び公園管理課に係る外部監査の結果

#### 2. 業務委託、指定管理業務及び管理許可業務について

#### (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>② 管理許可について</p> <p>イ. 稲毛海浜公園プールの改修等に係る公園管理課所管の協議について【公園管理課・みどりの協会】（報告書 P192）</p> <p>都市公園施設管理許可条件書第 5 条第 2 項により、施設の修繕については市長と協議して決めなければならないとされている。ただし、申請者の責に帰すべき理由がある場合は、申請者の負担で行わなければならない。</p> <p>そこで、平成 23 年度から平成 25 年度までの間に、みどりの協会が負担した 20 万円超の修繕及び改修等を把握したところ、平成 23 年度には 2,320 万円、平成 24 年度には 156 万円、平成 25 年度には 4,531 万円の規模の工事（3 年間合計：7,008 万円）が、みどりの協会の資金的及び費用的負担において実施されている。このような工事の中には、20～30 万円の修繕工事から 1,000 万円～2,000 万円台の資本的支出に該当する工事まで含まれており、市長協議を求めている「施設の修繕」としてはいささか大きすぎる工事も含まれている。そもそも「修繕」工事を前提とした市長協議であり、資本的支出である「改修」工事等まで含まれているのか、疑問が残る。このような大規模工事の結果取得する資産は、市の財産に付着する資産として、その部分についてのみ、みどりの協会が資産管理を行うことになるが、所管課である公園管理課にとっても本来の財産管理を行っているのであれば、複雑な財産管理となってしまうことが懸念</p>	<p>稲毛海浜公園プールの修繕に係る公園管理課所管の協議については、平成 27 年度以降、都市公園施設管理許可条件書に基づき、修繕を行う際は協議書を作成している。</p> <p>また、管理許可の対象となる施設における修繕については、「民間事業者が管理する市有施設の修繕等の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 30 日付け情報経営部長・財政部長通知）に基づき、施設管理者との役割分担を明確にし、市の公有財産の管理を適切に行うこととしている。</p>

されるはずである。

公園管理課は、このような大小の修繕工事から改修工事までをみどりの協会の負担でなされていることを事前に把握しているにもかかわらず、都市公園施設管理許可条件書の規定に基づく市長への協議を、一部の項目を除き、実施していない。実施していないために、協議文書も作成していない。

公園管理課はみどりの協会に管理許可を行う前提としての管理許可条件書の規定内容に反する実務を改め、管理許可処分の実施者としての職責を真摯に果たされたい。

また、管理許可の対象となる施設における修繕は、通常は、施設の使用により経常的に発生する修繕を想定しており、地震による被害などの臨時的な修繕や施設を対象とするような大規模な修繕を含まないと解するべきである。そのため、地震の被害によるプールサイドのひび割れの修繕（平成 23 年度：1,523 万円）や室内プールの天井の半分を対象とする雨漏りの修繕（平成 25 年度：2,500 万円）は原則として市が実施することを前提にみどりの協会との協議に臨まれたい。